

# J A 年金予約定期貯金規定

## 1. 預入資格

本定期貯金は、満55歳以上の個人で、国民年金・厚生年金または各種共済組合金・農業者年金・企業年金・みどり年金等（以下合わせて「公的年金」といいます。）の年金受取の予約をしていただいたお客さまに限りお預け入れできます。

## 2. 取扱店舗

本定期貯金の預入れおよび支払いは、公的年金受取の予約を指定している店舗のみのお取扱いとします。

## 3. 預入限度額

預入資格のあるお客さまお一人につき、300万円を限度とします。

## 4. 貯金者名義

定期貯金の名義は年金受取の予約をいただいているお客さまの名義に限ります。

## 5. 少額貯蓄非課税制度（マル優）の利用

本定期貯金は少額貯蓄非課税制度（マル優）を利用することができます。

## 6. 適用利率

- (1) 預入日に当組合が店頭に表示しているスーパー定期貯金（単利型）の基準利率に0.15%を上乗せした利率を約定利率とします。
- (2) 当組合がやむをえないものと認めてこの貯金を満期日前に解約する場合は、当初の上乗せ利率の適用は行わず、預入時のスーパー定期貯金（単利型）の店頭表示利率に基づく中途解約利率により計算した利息とともに払い戻しを行います。

## 7. 当組合で年金の受取り手続きがなされない場合の取扱い

証書記載の利率にかかわらず、預入日当日のスーパー定期貯金（単利型）の当該貯金金額に対応する基準利率を預入日に遡って適用します。

## 8. その他

本規定に定めのない事項については、スーパー定期貯金規定（単利型）により取扱いします。